様式第１６号　岩石採取場の災害防止措置に係る点検結果報告書（広島市採石法施行細則第９条第２項関係）

**岩石採取場の災害防止措置に係る点検結果報告書**

○○　　年　　月　　日

（報告先）広島市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては、主たる事務所の

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地、名称及び代表者の氏名

　○○　　年　　月　　日付け広島市指令指宅第　　　号で認可を受けた岩石採取計画に係る岩石採取場（所在地：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）における災害防止措置の実施状況について点検を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番　号 | 評　　　価　　　項　　　目 | 自　己　評　価 | 備　　　　考 |
| ５（良好） | ３ | １（要改善） |
| １ | 表土除去 |  |  |  |  |
| ２ | 保全区域の確保 |  |  |  |  |
| ３ | 登坂道路の確保 |  |  |  |  |
| ４ | 採掘方法 | ア　採掘中のベンチの高さ |  |  |  |  |
| イ　採掘中のベンチの幅 |  |  |  |  |
| ウ　採掘中の掘削面の傾斜角 |  |  |  |  |
| エ　転落石防止措置 |  |  |  |  |
| （ア～エのうち、最も低い評価） |  |  |  |  |
| ５ | 沈砂池（沈でん池）の状況 | ア　沈砂池（沈でん池）の設置 |  |  |  |  |
| イ　沈砂池（沈でん池）の防護柵 |  |  |  |  |
| （ア、イのいずれか低い評価） |  |  |  |  |
| ６ | 沈砂池（沈でん池）のしゅんせつ |  |  |  |  |
| ７ | 排水処理 | ア　集水路・排水路の整備 |  |  |  |  |
| イ　流末水路の状況 |  |  |  |  |
| （ア、イのいずれか低い評価） |  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番　号 | 評　　　価　　　項　　　目 | 自　己　評　価 | 備　　　　考 |
| ５（良好） | ３ | １（要改善） |
| ８ | 破砕・選別・洗浄施設等の管理状況 |  |  |  |  |
| ９ | 廃土等の堆積場の設置及び管理状況 |  |  |  |  |
| 10 | 粉じん防止措置 |  |  |  |  |
| 11 | 騒音防止措置 |  |  |  |  |
| 12 | 飛石防止措置 |  |  |  |  |
| 13 | 搬出路 | ア　場内搬出路の状況 |  |  |  |  |
| イ　場外搬出路の状況 |  |  |  |  |
| （ア、イのいずれか低い評価） |  |  |  |  |
| 14 | 残壁に対する措置 |  |  |  |  |
| 15 | 採取跡等の緑化措置 |  |  |  |  |
| 16 | 標識の設置 |  |  |  |  |
| 17 | 帳簿の記載及び備付け |  |  |  |  |
| 評価対象項目数（番号1～17　ａ） |  | **平均評価点**（ｄ／ａ）小数点第３位以下切捨て　　　　　　　　　点 |
| 各評価ごとの該当項目数（ｂ） |  |  |  |
| 評価点数（ｃ） | ５ | ３ | １ |
| 評価点小計（ｂ×ｃ） |  |  |  |
| 評価点合計（ｂ×ｃの合計ｄ） | 　　　　　　点 |
| 業　　　態（該当する方に○） | 風化岩石 | 風化岩石以外 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点　検　日 | 作成担当者氏名 | 業務管理者氏名 |
| ○○　　年　　月　　日 |  |  |

（備考）

１　表中の各項目ごとに該当すると思われる欄に○を記入し、該当する項目がない場合は、当該項目に斜線を記入すること。

２　表中「自己評価」については、直近の認可を受けた日から点検日までの実施状況について、別記「岩石採取場の災害防止措置に係る評価基準」により判断すること。

別記

岩石採取場の災害防止措置に係る評価基準（露天採掘）

| 評 価 項 目 | 点数(評価) | 評　　価　　基　　準 |
| --- | --- | --- |
| 表土除去 | ５(良好) | 　計画のとおり採掘に先がけ採掘箇所頂端から１０ｍ以上除去し、かつ、表土除去後ののり面勾配が４０度以下となっており、表土の崩壊、流出等のおそれがない。 |
| ３ | 　計画のとおりではない箇所があるが、保護工、土留工を施工しており、表土の崩壊、流出等のおそれはない場合、又は表土除去が必要な箇所が存在しない。 |
| １(要改善) | 　ほとんど表土除去を行っていない、又は表土の崩壊、流出等がある。 |
| 保全区域の確保 | ５(良好) | 　計画のとおり５ｍ以上確保していることが杭等の設置により確認でき、隣地の崩壊のおそれがない。 |
| ３ | 　計画のとおりではない箇所があるが、５ｍ以上確保されており、隣地の崩壊のおそれがない。 |
| １(要改善) | 　５ｍ以上確保していない若しくは保全区域が全く残っていない箇所がある、又は境界を越えて剥（はく）土し、若しくは掘削している。 |
| 登坂道路の確保 | ５(良好) | 　計画のとおり採掘頂部まで設置している。 |
| ３ | 　計画のとおりではない箇所があるが、採掘頂部まで設置している。 |
| １(要改善) | 　登坂道路が採掘頂部まで達していない、又は登坂道路が設置されていない。 |
| 採掘方法（ア　採掘中のベンチの高さ） | ５(良好) | 　ベンチの高さが全て次の基準の範囲内で、かつ、崩壊のおそれがない。１　砕石用原石（捨て石を含む。）の場合　１５ｍ以下２　石材用原石（捨て石を除く。）の場合　２０ｍ以下３　風化岩石の場合　５ｍ以下 |
| ３ | 　ベンチの高さが基準を超えている箇所があるが、崩壊のおそれはない（基準を超える高さは５ｍ（風化岩石の場合は２ｍ）を限度とする。）。 |
| １(要改善) | 　ベンチの高さが基準を超えた箇所があり、崩壊のおそれがある場合若しくは崩壊した形跡がある、又はベンチが全くない。 |
| 採掘方法（イ　採掘中のベンチの幅） | ５(良好) | 　採掘中の各ベンチの幅を次の基準のとおり保持している。１　砕石用原石の場合　起砕岩石の広がり幅（通常せん孔の直高と同じ値）に使用重機の回転半径の２倍以上（オープンシュート方式による場合５ｍ以上）の値を加えた値２　石材用原石の場合　使用重機の回転半径の２倍以上の値３　風化岩石の場合　起砕岩石の広がり幅に使用重機の回転半径の２倍の値を加えた値以上の値 |
| ３ | 　基準未満の幅の箇所があるが、採掘作業に支障はなく、崩壊のおそれがない。 |
| １(要改善) | 　基準未満の幅の箇所があるためベンチの崩壊や作業機械の転落等が発生した事実がある、又は基準どおりベンチの幅を確保できなかったため計画の遵守が困難となっている。 |
| 採掘方法（ウ　採掘中の掘削面の傾斜角） | ５(良好) | 　採掘中の掘削面の傾斜角が次の基準の範囲内である。１　砕石用原石の場合　７５度以下２　石材用原石の場合　９０度以下３　風化岩石の場合　　４５度以下 |
| ３ | 　傾斜角が基準を超えている掘削面があるが、基準以下への整地が可能、又は掘削面が安定している。 |
| １(要改善) | 　傾斜角が基準を超え、掘削面が崩壊している、又は崩壊するおそれがある。 |
| 採掘方法（エ　転落石防止措置） | ５(良好) | 　計画のとおり転落石防止施設等（土留工、保護工及び立入禁止措置等を含む。）を施しており、岩石採取場の内外ともに転落石のおそれがない。 |
| ３ | 　計画のとおりではない箇所があるが、立入禁止措置及び危険表示等は施してあり、万一転落石が発生しても河川、道路等の公共施設や民家への影響はない。 |
| １(要改善) | 　転落石防止施設等が設置されておらず、河川道路等の公共施設や民家への転落石のおそれがある。 |
| 沈砂池（沈でん池）（ア　沈砂池（沈でん池）等の設置） | ５(良好) | 　採取状況に合わせ、場内水を処理できる沈砂池（沈でん池）等（仮設沈砂池及びシックナー等の汚濁水処理施設を含む。以下同じ。）を設置し、降雨時に汚濁水を場外に排出しない構造となっている。 |
| ３ | 　採取状況に合わせ、沈砂池（沈でん池）等を設置しているものの、処理能力が不足している沈砂池（沈でん池）等がある。 |
| １(要改善) | 　場内水を処理できるだけの沈砂池（沈でん池）等がない（不足している）、又は処理能力が認められない。 |
| 沈砂池（沈でん池）（イ　沈砂池（沈でん池）の防護柵） | ５(良好) | 　防護柵等が設置してあり、危険表示等も十分である。 |
| ３ | 　防護柵等が設置してあるが、改善を要する箇所がある。 |
| １(要改善) | 　防護柵等を、設置しているが効果が認められない、部分的にしか設置していない、又は全く設置していない。 |
| 沈砂池（沈でん池）沈砂池（沈でん池）のしゅんせつ | ５(良好) | 　計画のとおり沈砂池（沈でん池）等が適正にしゅんせつ・管理されている。　〔定期的なしゅんせつ：　　　月に１回〕　※申請書中、沈砂池を定期的にしゅんせつすることを定めている場合があることに注意すること。 |
| ３ | 　計画のとおりではない箇所があるが、沈砂池（沈でん池）等が適正にしゅんせつ・管理されており、しゅんせつが十分でない沈砂池（沈でん池）等も、貯砂容量には余裕がある。 |
| １(要改善) | 　沈砂池（沈でん池）等が適正にしゅんせつ・管理されておらず、貯砂容量に余裕がない。 |
| 排水処理（ア　集水路・排水路の整備） | ５(良好) | 　採掘状況に合わせ、計画集水区域内の水が集水できるよう水路を設置し、しゅんせつ・管理（洗掘防止措置を含む。）をしている。 |
| ３ | 　採掘状況に合わせ、集水区域の水は概ね集水できるよう水路を設置しているが、しゅんせつ・管理が不十分である。 |
| １(要改善) | 　水路の設置若しくはしゅんせつ・管理が適正でないため、自然流下で沈砂池（沈でん池）へ集まっている、又は直接場外へ流出している。 |
| 排水処理（イ　流末水路の状況） | ５(良好) | 　流末水路（放流先付近の河川を含む。）に破損等がない。 |
| ３ | 　流末水路に軽度の破損等があるが水路の機能上は問題ない。 |
| １(要改善) | 　流末水路が破損しており、水路の機能を喪失している。 |
| 破砕・選別・洗浄施設等（破砕・選別・洗浄等を行わない場合は除く。）の管理状況 | ５(良好) | 　破砕・選別・洗浄施設等を計画のとおり設置し、適正に管理している。 |
| ３ | 　破砕・選別・洗浄施設等を計画のとおり設置しているが、管理が不十分である。 |
| １(要改善) | 　破砕・選別・洗浄施設等を計画のとおり設置していない、又は管理が適切と認められない。 |
| 廃土等の堆積場（場外一時堆積場も含む。）の設置及び管理状況 | ５(良好) | 　計画の場所に堆積した廃土等が、次の基準のとおり適正に管理されている。１　１回の積上げ高さは１ｍ以下とし、これが４／５以下となるよう十分に締め固めを行っている。２　堆積場ののり面勾配は３０度以下となっている。３　のり尻に土留施設を設けている。４　排水路を設けている。 |
| ３ | 　計画の場所に堆積しているが、基準以外の方法で堆積している。 |
| １(要改善) | 　計画の場所に堆積していない、又は基準以外の方法で堆積した等のため、崩壊した形跡がある。 |
| 粉じん防止措置 | ５(良好) | 　計画のとおり適正に粉じん防止措置を講じている。 |
| ３ | 　計画の履行が十分でなく、粉じんの発生が若干認められるものの、岩石採取場外への影響はない。 |
| １(要改善) | 　適正に粉じん防止措置を講じていないため、岩石採取場外に粉じんの被害が及んでいる。 |
| 騒音防止措置 | ５(良好) | 　計画のとおり適正な騒音防止措置を講じている。 |
| ３ | 　計画の履行が十分でなく、騒音の発生が認められるものの、岩石採取場外への影響はない。 |
| １(要改善) | 　適正な騒音防止措置を講じていないため、岩石採取場外に騒音の被害が及んでいる。 |
| 飛石防止措置（火薬類を使用する岩石採取場に限る。） | ５(良好) | 　計画のとおり適正に飛石防止措置を講じている。 |
| ３ | 　計画のとおりではない箇所があるが、事故又は災害防止の措置は講じており、事故又は災害の発生のおそれはない。 |
| １(要改善) | 　適正に飛石防止措置を講じていないため、事故又は災害が発生するおそれがある。 |
| 搬出路（ア　場内搬出路の状況） | ５(良好) | 　計画のとおり設置し、維持管理を適正に行っている。 |
| ３ | 　計画のとおり設置しているが、維持管理が不十分である。 |
| １(要改善) | 　計画のとおり設置していない。 |
| 搬出路（イ　場外搬出路の状況（船舶による搬出の場合は、桟橋周辺海域の状況）） | ５(良好) | 　場外運搬車輌（船舶を含む。）による汚損、破損等がない。 |
| ３ | 　汚損、破損等があるが、清掃、補修等を実施しているため、道路（港湾等）管理上支障はなく、苦情等も発生していない。 |
| １(要改善) | 　汚損、破損があり、道路（港湾等）管理上支障がある。 |
| 残壁（採取が終了したのり肩からのり尻までの地盤）に対する措置 | ５(良好) | 　計画のとおり、階段高、階段幅及び平均勾配を保持している。 |
| ３ | 　計画のとおりではない箇所があるが、階段高、階段幅及び平均勾配を保持している。 |
| １(要改善) | 　計画のとおりに採取しなかったため、崩壊等が発生するおそれがある、又はのり面がオーバーハングになっている箇所がある。 |
| 採取跡等の緑化措置 | ５(良好) | 　計画のとおり採取跡等（堆積、埋戻し終了箇所を含む。以下同じ。）は全て緑化を施工しており、活着が十分である。 |
| ３ | 　計画のとおり採取跡等は全て緑化を施工しているが、活着が不十分である、又は一部緑化を施工していない箇所があるが、施工済の箇所の活着は十分である。 |
| １(要改善) | 　採取跡等を部分的に緑化施工しているが活着が不十分である、又は全く緑化を施工していない。 |
| 標識の措置 | ５(良好) | 　法第３３条の１５の標識（以下「標識」という。）を岩石採取場入口付近等の第三者が確認可能な場所に設置し、認可を受けた内容を正確に記載している。 |
| ３ | 　標識を第三者が確認可能な場所に設置しているが、認可を受けた内容を正確に記載していない、又は認可を受けた内容を正確に記載しているが、標識の様式が所定の様式と異なる。 |
| １(要改善) | 　標識を第三者が確認可能な場所に設置していない。又は標識を全く設置していない。 |
| 帳簿の記載及び備付け | ５(良好) | 　法第３４条の２の規定による帳簿（以下「帳簿」という。）を備え付け、毎日適切に記載し、過去２年分の帳簿を保存している。 |
| ３ | 　帳簿を備え付けているが、記載した内容に適切でないものがある。 |
| １(要改善) | 　帳簿を備え付けていない。 |